

農政転換の絶好のチャンス到来！

全ての農家と対話し、要求が届く政治を実現しよう！

2008年10月5日 農民運動全国連合会・笹渡義夫

〔1〕いよいよ衆院選挙、農政を変えるチャンス

- 1、農民の苦難を打開する選挙
- 2、政治を大もとから変える選挙

〔2〕ミニマム・アクセス米（MA米）の輸入を中止させる絶好のチャンス

(1)汚染されたミニマム・アクセス米（MA米）不正流通事件

1、政府自身があらゆる食品業界・全国民を巻き込んだ過去に例のない一大事件

酒造、菓子、おにぎり、給食、澱粉としてあらゆる食品に。全く口に入れていない国民はいないほどの規模。

2、主犯は政府！輸入不可の汚染米を輸入し、業者に売却して野放しにした

- ①「77万トンの義務輸入」を満たすために、汚染米を「脱法的」に輸入した。
- ②倉庫の中から出たカビ米に加え、05年以前に輸入された農薬まみれのMA米の中から06年5月からスタートした「ポジティブリスト制」で基準違反が大量に発生し、「非食用」で処理された。
* 2004年に会計検査院の指摘を受けて農政事務所長あてに事故米の早期処理を通達。農政事務所は業者に頼み込んで処理を依頼。
- ③「非食用」→「工業用糊」→「合板用糊」。しかし工業用糊に米澱粉を使用することは業界では稀。はじめから需要がないことを承知で売却し、問題発覚にそなえて「アリバイ的な検査」を行った（三笠フーズには5年間に96回も）。

3、事件は「氷山の一角」にすぎない、汚染米ルートは2つ

- ①政府が売った17社のうちクロは4社、シロ9社、4業者は調査中。
- ②もう一つの「商社ルート」の違反米は闇の中
輸入時の違反米は、政府が買い上げて即座に商社に売却。商社が「非主食用」として処理しているが、その数量と処理の内容は未解明。商社は36社。分かっているのは3社（3口）815トンのみ。
- ③1995～2002年の8年分が未公表。三笠は10数年のノウハウ欲しさに7年前に企業買収（福岡県の宮崎商店）。複雑なルートは短時間では構築できない。MA米スタート時から不正の可能性大
* 「商社経由は9千トン、実際はもっと多い」（17日「朝日」）、「13年間に10,728トン」（紙智子参議院議員）、95年～05年で20,767トン（会計検査院資料）
* 政府直売分すら行方つかめない。民間同士の取引ではもっと悪用の可能性大
- ④MA米加工用（食用25万トン／年）、国産加工用米（17万トン／年）の主食転用は？
- ⑤ポジティブリスト以前の中国産は国民の胃袋に⇒11年間で91万2千トン
- ⑥輸入量が米の10倍の小麦は大丈夫なのか？「95年～07年で38,701トン」（参議院農水委員会、紙智子議員）
* 農水委員会紙議員の追求→内部告発

* ポジティブリストで残留基準の大幅緩和、小麦のクロルピリホスメチルは米の 100 倍 (10ppm)

全容の解明と公表なしに国民の不安解消できず、再発防止対策は成り立たない。善意の被害業者への保障は当然。

4、「アメリカいいなり、財界中心の政治」によって引き起こされた

①アメリカの圧力に屈して1993年のガット・ウルグアイラウンドでMA米を受け入れ、勝手に「輸入は義務」と解釈し、77万トンの輸入目標達成するために汚染米まで輸入。

* 推進してきたのは自公、受け入れたのは細川内閣、義務輸入の閣議決定は羽田内閣、WTO協定の国会批准は村山内閣。

* 07年7月のWTO交渉ではさらにMA米の輸入を30%増やして100万トンにすることを提案した。

* 水際検査(検疫)で見つかった違反米を積み戻さなかったのは「商社の過大なリスクを回避するため」。

②小泉「構造改革」で米流通の規制を撤廃したことも不正行為に道を開いた

2003年「米政策改革大綱」に基づく食糧法の改悪で政府が米の管理責任を放棄し、米流通を市場に丸投げ。うたい文句は「多様な経済活動の舞台を提供する」「創意工夫が発揮できる米ビジネスを発展させ、需要に応じた売れる米づくりを流通面から促進」

* 「計画流通制度」を廃止、業者は登録から届出制に、区分は集荷も卸も小売も垣根なし。

「米は誰でも扱える」「年間20トン以下は届出不要」「どこからどう流れようと全く自由」⇒たちの悪い業者の暗躍の余地生み出した。

* 米販売業者の品質・品位基準を廃止。「激安米」の広がり。原料はクズ米、超古米そして輸入米

* 「安いことは良いこと」「安ければ安いほど良い」の流れが主食の世界でも加速、大手業者の買ったたきと価格破壊

* 関与した業者の特徴

街の米屋は産地から玄米で仕入れ、搗き立ての精米をお客に届ける。他人の精米した米は扱わない。外米はほとんど精米輸入。事件関与の中間業者は店も精米機も持たず、机一つ、電話一台の業者が多い。もともとタダ同然、精米だからこそ流通が可能だった。

(2) 03年に黒龍江省視察を踏まえて業者名の公表を要求した農民連

1、政府が公表を拒否しなければ汚染米事件はおきなかった

農民連は2001年に中国の米生産現場を視察して危険を察知。輸入米を購入している業者名の公表を要求。農水省は公表を拒否し。内閣府の情報公開審査会に異議申し立て、「拒否は妥当」とされた経緯がある。理由は？

* MA米は安全性が確認されている

* 公表は輸入米を使用する企業に不利益の恐れ

* MA米在庫は食管会計の健全な運営を圧迫、政府はその在庫処理に苦慮。業者がMA米購入をやめれば在庫が更に増えMA米事業と国家財政に深刻な影響を及ぼす

2、農水省(審査会)が参加人(業者)に言わしめた「珍論」の数々 (米菓工業関係)

* 原料のノウハウは企業活動の最重要事項、経営戦略上の根幹・生命線

* MA米は農水省、厚生労働省の二重、三重のチェックで安全と信頼

(味噌工業関係)

- * 年間 10 万トン使用し、うち MA 米は 3 万トン、品質は国産に比べてそんな色ない
- * 企業の同意なしに開示は商行為上許されない

(穀類工業関係)

- * 具体的な健康被害が発生しない段階で企業名の開示は損害が極めて大きい

(酒造関係)

- * MA 米購入はしょうちゅう乙類（泡盛含む）でタイ米等が適している
- * 焼酎は発酵させ蒸留する工程を考えれば直接食するものと考えは別

※この審査会の答申全文は

内閣府HP→内閣府の政策→その他（情報公開・個人情報保護審査会）→答申はこちら→答申状況（行政機関）→平成 15 年度 No731（加工用業者）No732（主食用業者）で閲覧が可能。

3、窮地に立つMA米、選挙で決着を

①従来どおりに輸入することが出来ない事態に

業者の流通規制、汚染米の輸出国への積戻し、幅広い米商品への原産地表示の義務化が検討されている。

②苦節 13 年、今、MA 米の輸入中止に追い込む好機到来

制度のスタート時から一貫して反対してきた唯一の団体（ある TV のプロデューサー）

③MA 米の輸入が止まれば農政の枠組みの見直しは避けられない

- ①最低限 100 万トンの米の増産が必要になり、減反どころではなくなる
- ②瀕死の渋滞に陥っている WTO 交渉への衝撃・追撃
- ③自給率を向上させる農政に転換させる引き金にも

[3] 選挙をどうたたかうか

(1) 選挙で農民の要求が通る国会に力関係を変えるたたかい

(2) MA 米問題など選挙で問われている争点を学習し、周りの農家と対話しよう

地域で周りの農家にも呼びかけて小集会を。MA 米署名を切り口に対話に打って出よう。MA を受け入れた党、推進した党、反対してきた党を明確にして政党選択を

(3) 農政も組織も

選挙対話の中で会員と「農民」読者の拡大を位置づけて前進させ、農政を転換し、組織も前進したという結果をつくって来年の 20 周年記念大会を迎えよう。